

教育委員会 9 月定例会 会議録

1. 日 時 令和3年9月28日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1 (オンライン開催)
3. 出席委員 教育長 入野浩美
職務代理者 今野登喜子
委 員 鈴木敏之
委 員 長沼早苗
委 員 岡島 学
4. 委員以外の出席者
教育部長 望月亮一 参 事 菊地正和
教育総務課 藤井 徹 学 務 課 田中裕之
生涯学習課 佐賀憲一 文化振興課 中澤達也
スポーツ振興課 大橋 博 指 導 課 長谷川清美
図 書 館 武藤知子 博 物 館 木塚久仁子
上高津貝塚 黒澤春彦
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第22号 土浦市立武道館条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)
 - (2) 報 告
 - ① 土浦市立学校児童生徒各種大会参加等補助金交付要項の一部改正について (スポーツ振興課)
 - ② 土浦市スポーツ振興事業補助金交付要項の一部改正について (スポーツ振興課)
 - ③ 令和3年第3回土浦市議会定例会一般質問について (学務課・指導課)
 - ④ 令和3年度第1回土浦市立学校給食センター運営審議会(書面審議)の結果について (学務課)
 - (3) その他
 - ① 『読書週間 2021 秋～音符と文字で奏でる図書館～』の開催について (図書館)
 - ② 令和3年度 秋の文化振興課関連事業について (文化振興課)
6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長

ただいまより令和3年9月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日はオンラインでの開催となりますが、開催に当たりましては、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するというところで進行をさせていただきます。

なお、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおりで進めさせていただきます。それでは、次第の2番、教育長の報告事項につきまして、総務課長お願いします。

教育総務課

————— 8月25日以降の行事について報告 —————

教 育 長

ただいまの説明について、ご意見やご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、続きまして次第の3番、議案に移りたいと思います。

議案第22号、土浦市立武道館条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課より説明をお願いします。

スポーツ振興課

スポーツ振興課です。

定例会資料の、4ページをお願いいたします。

土浦市立武道館条例施行規則の一部改正について、でございます。

1番の改正の趣旨でございますが、来る10月1日から体育協会が土浦市スポーツ協会に名称が変更となります。これに伴う修正及び押印見直しによる事務の簡素化を図るため、また併せて文言等の整理を行うため、施行規則の一部を改正するものでございます。

2番の主な改正内容ですが、一つ目に土浦市体育協会を土浦市スポーツ協会に改めること、二つ目に土浦市教育委員会の教育長に対する事務委任規則により、教育委員会を教育長に、土浦市教育委員会を土浦市教育委員会教育長に改めるものです。三点目、様式の変更がございまして、様式4使用料の減免申請書、それから様式5使用料の返還申請書について、押印を求めておりましたので、これを機に押印欄を削除するものです。四点目、そのほか文言の修正等を行うものでございます。

施行日については令和3年10月1日、改正の条文については5ページから7ページに、新旧対照表は8ページから17ページに添付しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

以上でございます。

教 育 長

ただいまの事項につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第22号は、原案のとおり可決するというところでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、次第の4番、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の1番、土浦市立学校児童生徒各種大会参加等補助金交付要項の一部改正に

ついて、スポーツ振興課より説明をお願いいたします。

スポーツ振興課 はい。続きまして、定例会の資料18ページをお願いいたします。

土浦市立学校児童生徒各種大会参加等補助金交付要項の一部改正でございます。

1番の改正の趣旨でございますが、土浦市小学校体育連盟が廃止されたことや、日本体育協会の名称変更に伴う修正及び文言等の整理を行うため、補助金交付要項の一部を改正するものでございます。

主な改正内容ですが、補助対象者から小学校体育連盟を削除、土浦市立小学校、中学校及び義務教育学校を対象者として追加するものです。二点目に、日本体育協会を日本スポーツ協会に改めます。そのほかは文言等の修正でございます。

施行日は同じく、令和3年10月1日、添付資料としまして条文の改正案は資料の19ページから22ページに、新旧対照表は23ページから26ページに添付しております。

以上でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
長沼先生、どうぞ。

長 沼 委 員 23ページの新旧対照表ですが、第1条に「この告示に定めるところによる」と変更したと書いてありますが、タイトルは、補助金交付「要項」のままでよいのですか。

スポーツ振興課 「要項」、が正しいものとなります。定例会後に、この要項を告示することから、第1条に、「この告示に定めるところによる」としております。

なお、総務課にも事前に確認いただいております。こちらで間違いのないものとなります。

長 沼 委 員 分かりました。

教 育 長 そのほか、ございますか。

鈴木委員どうぞ。

鈴 木 委 員 申し訳ありません、前の案件について確認をし忘れてしまったのですが、13ページと14ページに、「会議室を削除する」とあるのですが、これは武道館に会議室は無くなってしまったということなのか、会議室の使用は許可しないということになったものでしょうか。

スポーツ振興課 こちらにつきましては、会議室が無くなったということではなく、会議室と謳う必要がないということで、総務課からご指摘をいただきまして、これまでは4番に、会議室に限ってという項目があったのですが、必要ないだろうということで提案があったものでございます。会議室自体は現在もございます。

鈴 木 委 員 はい、分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 そのほか、ございますか。

報告事項の1番についてはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項の2番、土浦市スポーツ振興事業補助金交付要項の一部改正について、スポーツ振興課よりお願いします。

スポーツ振興課 定例会資料の27ページになります。

土浦市スポーツ振興事業補助金交付要項の一部改正について、でございます。

こちらもですが、かすみがうらマラソンですとか、土浦市スポーツ推進協議会等へ補助金を交付しておりますが、土浦市体育協会やマラソンの名称変更に伴う修正及び必

要書類を様式として追加すること、また、併せて文言等の整理を行うため、土浦市スポーツ振興事業補助金交付要項の一部を改正するものでございます。

2番、主な改正内容でございますが、土浦市体育協会を土浦市スポーツ協会に改める、かすみがうらマラソン大会兼国際盲人マラソンかすみがうらを、かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンに改めます。それから、土浦市選抜高校剣道大会というものが、これまで特出しされておりましたが、「各種スポーツ大会等」に含めることが可能なため、事業種目から削除します。三点目として、概算払精算書の様式が定められていなかったことから、様式の追加をします。四点目として、そのほか文言の修正をするものでございます。

こちらと同じく、施行日は令和3年10月1日でございます。添付資料としまして条文の改正案は28ページから31ページに、新旧対照表は32ページから35ページに添付しております。

以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項の3番、令和3年第3回土浦市議会定例会一般質問について、に移ります。今回、3名の議員より質問がございまして、指導課と学務課に関連するものでしたので、それぞれの課より答弁の概要について報告をしていただきます。

まず、矢口勝雄議員からの質問について、指導課より説明をお願いします。

指 導 課

指導課でございます。

資料1の1ページをご覧ください。矢口議員より、自転車事故のない安心・安全な社会の実現について質問をいただきました。

2ページをご覧ください。再質問にて、通学の際の自転車の安全について、という質問がございまして、その質問の要旨でございます。

朝、子どもたちの交通の見守りをしていると、特に中高生の危ない場面が見られ、自転車のルールを知らないと感じる。また、自転車は、歩行者ではなく車両だから、車両としてのルールを身につけさせ、加害者にもなり得ることを意識させる必要がある。そこで、学校での認識や指導の状況についてお伺いしたい、という質問でございます。答弁の方向性として、学校は、中学生の自転車の乗り方について危険であることを認識しています。実際に、自転車による交通事故も数件起っている現状でございます。学校では、交通安全教室をはじめ、日頃から自転車の乗り方について指導をしておりますが、改めて、自転車は歩行者ではなく車両であり、事故を起こすと加害者にもなることを気付かせるように指導してまいります。今後の取組として、継続して正しい自転車の乗り方について指導をしてまいります。

なお、この質問の答弁につきましては、今野委員と岡島委員からご意見をいただきましたので、その件についてもお答えさせていただきます。

今野委員からの、「自転車の乗り方を見ていると登下校時よりも、休日などのマナーの悪さが目立ちます。年に一度程度の交通安全教室だけではなく、日常的な声かけや指導が必要かと思う」、というご意見に対しまして、今野委員ご指摘のとおり、年に1回程度の交通安全教室だけではなく、生徒の意識を高めるために、帰りの会や学級

活動などでも継続して指導をしていくことが大切であります。現在学校では、繰り返し指導をしております。また、交通事故があった際には、学校は生徒に対して具体例を挙げて注意喚起を行っておりますので、今後も引き続き、指導を徹底してまいります。

次に、岡島委員からは、「学校の指導だけでは解決できない問題であるので、令和5年度に全市にて実施予定である、コミュニティ・スクールにて各地域の重点措置として継続的に取り組むよう、提案したい。」を付け加えることは可能でしょうか。」というご意見に対しましては、岡島委員ご指摘のとおり、自転車の乗り方については、学校の指導だけでは難しい問題でございます。家庭や地域との連携が必要となりますので、今後も機会を捉えて連携を図ってまいります。また、令和5年度から市内全校にて導入予定のコミュニティ・スクールでの課題としても考えられますことから、学校に対して助言をしてまいります。

以上でございます。

教 育 長
今 野 委 員

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。答弁についてではないのですが、現在、中学生の自転車通学を許可する範囲、例えば学校からの距離など、そのような範囲が定められているのか確認しておきたいということと、部活動に入っている生徒については、帰りが遅くなるということもあり、昔は全員許可されていたと思いますが、今はどのような状況か教えてください。

指 導 課

まず、自転車通学を許可されている範囲でございますが、学校から自宅までの距離が約2kmとなっております。二点目の部活動に入っている生徒の自転車通学の許可についてですけれども、確認をさせていただき、後ほど回答をさせていただきます。申し訳ございません。

今 野 委 員
教 育 長

はい、分かりました。

それでは後ほどご報告をお願いします。

そのほか、ございますか。

続きまして、目黒議員からの質問につきまして、学務課、指導課の順に説明をお願いします。

学 務 課

学務課でございます。資料1の7ページをお願いいたします。

目黒議員からの質問でございます。1の(1)から(4)まで、通学路の安全確保等につきまして、ご質問をいただきました。学務課では(1)及び(2)について、ご報告をいたします。

質問事項につきまして、大きな1番の「通学路安全確保・交通安全の取り組みについて」の(1)、9月に予定されている「通学路における合同点検」で新たな点検箇所として「車の速度が上がりやすい、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道」「過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった」「保護者、見守り活動者、地域住民から改善要請があった」という項目が加わりました。現段階で決まっている新たな取り組みや合同点検のスケジュールを伺う、という内容のご質問でございます。

(2)としまして、通学路点検箇所一覧表の進捗状況の欄にある「検討中」「調整中」「現状維持」の案件を解決するには、課題が多くすぐには解決できません。今後予定をしている対策を伺う、という内容のご質問でございます。

質問の要旨としましては、(1)につきましては、今年6月に発生した千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5名が死傷した事故を受け、国では「通学路における合同点検等実施要領」を作成しております。ここで示された新たな3つの観点を踏まえた合同点検の実施について、現在の取組状況やスケジュールについて伺う、ということでございます。(2)につきましては、「土浦市通学路安全プログラム」に基づき、従来から実施している通学路の合同点検結果を取りまとめた「対策箇所一覧表」を確認すると、「道路幅員の拡幅」のような対策に相当な期間や調整が必要となる箇所が見受けられる。このような大きな課題を抱えた箇所については、対策に長期間を要するため、代わりとなる対策がないか伺う、というものです。答弁の方向性につきましては、(1)については事故を受け、急遽実施した各小学校に対する新規危険箇所のヒアリング及び安全点検の実施実績、また、新たに示された「通学路における合同点検等実施要領」に基づく学校に対する調査状況及び調査に基づく合同点検を今後実施していく予定を説明する答弁といたしました。(2)につきましては、対策方法として道路の拡幅等が示されている箇所については対策の実現に時間を要するため、庁内各部、県土木事務所などの関係機関と連携し、路面標示や看板設置、路側帯の引き直しなどできる対策を可能な限り積極的に実施していく旨の答弁といたしました。

また、再質問としましては、児童の安全対策の一環として通学用ヘルメットの無償配布、又は購入費の補助ができないか伺う、ということでございます。

質問の背景としては、県内の自治体で通学用ヘルメットの導入事例があり、牛久市では無償配布を実施しているとのことでした。

答弁の方向性としてしましては、JAから1年生向けに寄贈を受けている通学用安全帽の事例を紹介、また、県内各市町村の通学用ヘルメットの導入状況を説明いたしました。導入については、導入事例や夏季登校時の熱中症、低学年児童の頸部への負担などの課題等を検討していく旨の答弁といたしました。

答弁の詳細につきましては、質問が9ページから15ページ、再質問が17ページから19ページまでとなっております。

以上でございます。

教 育 長
指 導 課

続いて、指導課長お願いします。

指導課でございます。続きまして、21ページをご覧ください。

同じく、目黒議員から二つ質問をいただきました。

最初に、質問の要旨(3)でございます。教育委員会が委託しているスクールガード・リーダーが、どのような活動をしているのかがよく分からないという意見や、保護者や地域の要望に対応してもらえるのかといった意見を地域の方からいただいています。スクールガード・リーダーの仕事について、詳しく知りたいと考えている。また、保護者や地域からの要望を聞いてくれるのかどうかについても伺いたいというものでございます。

(4)につきましては、「セーフティープロモーションスクール」認証制度の取組の一例に、通学路等の危険箇所を子どもたちが見つけて、安全マップにまとめ、地域住民や行政に配布する活動があるが、この取組を学校現場に導入することはできないか。

これらの活動をとおして、子どもと大人との情報共有の仕組みを作ることはできないかを伺いたい、というものでございます。

答弁の方向性としましては、(3)でございますが、平成27年度から警察OB2名をスクールガード・リーダーとして任用しております。具体的な取組は、青色パトロール車で小学生の下校時刻に合わせて、1日4時間、市内を巡回し、不審者等の対応や児童生徒の見守り等をしているところです。議員質問のスクールガード・リーダーに対する保護者や地域の方からの要望につきましては、これまでも対応しているところでございまして、具体例としては、保護者から学校へ寄せられた不審者情報等をもとに、情報提供のあった地区を重点的にパトロールするよう指示を出しているということ、を、答弁いたしました。

(4)につきましては、通学路安全マップの作成については、県も推奨している『子供たちによる「安全マップ」の作成』に取り組んでまいりました。子どもから得られた情報を活用した安全マップは、大人が気付かない視点を取り入れてあり、交通安全にとって有効でございます。千葉県での事故を受け、安全マップの見直しについて各学校に指示を出したところでございます。教育委員会としましては、「セーフティプロモーションスクール」の考え方を安全マップの作成に積極的に取り入れていく必要があると認識しております、と答弁しました。今後の取組としましては、各学校に安全マップの見直しについて指示を出したところでございます、そして今回、子どもたちからの新しい視点を基に更新をした、新しい安全マップを学校警察連絡協議会や学校の地区別懇談会で配布したり、各地区の町内会等の回覧板等で回したりすることで、地域や家庭でも通学路における危険箇所について話し合う機会をつくり、子どもと大人の情報共有の仕組みを拡充してまいります。

続きまして、再質問についてでございますが、児童の安全対策として、通学用ヘルメットの導入や多くの自治体で成果が出ている取組で、横断歩道で止まってくれた車にお辞儀をする挨拶運動や最近見直されている「ハンドサインキャンペーン」を学校現場に導入できないか、伺います。二つ目として、「横断歩道で手を挙げる」及び「横断歩道での挨拶運動」の取組を学校現場に導入できないか、という二つの再質問をいただきました。

質問の要旨としましては、児童が横断歩道で手を挙げて横断したり、停車した車のドライバーに対してお辞儀をしたりするなど、児童がドライバーとの意思疎通を図ることができれば、事故を減らすことができるのではないかと考えています。学校現場においてそのような取組を導入する考えがあるか伺いたいということでございました。答弁の方向性としては、現在、県の推奨する「手を挙げて左右を確認する」意思表示の仕方を各学校で指導しているところでございます。「横断歩道での挨拶運動」につきましては、市内の学校でも実際に行われているところですが、集団登校時の安全確保の点では課題もあるため、今後も状況に応じた適切な指導をしてまいりたいと答弁をいたしました。今後につきましては、横断歩道を渡る際の意思表示や意思疎通の方法について研究し、警察の指導のもと、学校での取組に反映させてまいりたいと考えています。

続きまして、この質問については今野委員からご意見をいただきました。内容は、「ス

クールガード・リーダーのパトロール車を見かけますけれども、防犯上はとても有効だと思えます。ただ、市内の学校数から考えると、その人数や車の台数を増やしていく必要があると思えます。」というもので、このご意見に対しまして、スクールガード・リーダーは学校や保護者、教育委員会の要望を受けて、交通面や防犯上の危険な箇所を巡回し、気付いた点を指摘してくれています。児童生徒の安全確保につきましては、スクールガード・リーダーを含め、関係機関と連携し、様々な角度から安全を守ることに努めてまいります。そのような中で、スクールガード・リーダーの配置が適正かどうか、今後検討してまいります。ご意見ありがとうございました。以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますが、久松議員からの質問につきまして、学務課より説明をお願いします。

学 務 課

学務課でございます。29ページをお願いいたします。

久松議員からの質問でございます。質問事項については、女子児童生徒への生理用品の学校女子トイレへの設置など無償配布についてで、質問の要旨としましては、生理用品をトイレに設置することで、すぐ手に入ることが児童生徒に安心感を与えているので、小中学校の女子トイレにトイレットペーパーと同じように常備してほしいとのことでございます。

質問の背景としましては、経済的な理由で生理用品を買えない「生理の貧困」問題が社会問題として取り上げられております。また、今年4月に「つちうら食料支援プロジェクト」からコロナ禍における女性の負担軽減要望書が提出され、「小中学校のトイレに返却不要の生理用品の常備」の要望があったことでございます。

答弁の方向性としてしましては、現在の保健室での対面による受け渡しで、児童生徒に対し養護教諭による教育的な支援に繋げることができている。トイレへの常備については衛生管理上の課題などが想定されることから、子どもたちにとってどのような方法がよいのか学校側と協議しながら検討したい、という内容にて答弁いたしました。

答弁の詳細につきましては、31ページから32ページとなっております。

以上でございます。

教 育 長

ただいまの久松議員からの質問についての説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の4番、令和3年度第1回土浦市立学校給食センター運営審議会（書面審議）の結果について、学務課より説明をお願いいたします。

学校給食センター

学務課、学校給食センターです。資料の35ページをお願いします。

令和3年度第1回土浦市立学校給食センター運営審議会については、当初、令和3年8月20日に学校給食センターにて開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面審議に変更し、開催いたしました。書面決議書は郵送等により、8月20日を回答期限として、委員13名全員分を回収させていただきました。

今回の議事は、1件の議案と4件の報告事項がございました。審議いただいた資料は

36ページから43ページまでです。36ページの次第に沿って説明をいたします。

議事の第1号、議案第1号 会長の選出については、38ページの資料1をお願いいたします。年度当初の異動により会長が不在となったことから、改めて会長を選出した結果、市立学校長として委嘱されている、平田 豊都和中学校長が全会一致で会長に決定いたしました。

次に議事の(2)報告第1号 学校給食費徴収管理事業については、39ページ資料(2)をお願いいたします。令和4年4月から、これまでの学校に代わり、市が直接学校給食費の徴収管理を行っていく、学校給食費徴収管理事業の目的、内容、導入スケジュール等について報告を行いました。

議事の(3)報告第2号 令和2年度学校給食費収納状況については、40ページの資料3をお願いいたします。令和2年度における学校給食費の収納状況について、過去3年間の比較とともに報告を行いました。

次に議事の(4)報告第3号 食物アレルギー等児童生徒及び園児数、除去食の運用状況等については、41ページ資料4をお願いいたします。令和3年度における、食物アレルギー児童生徒数及び園児数について報告を行い、令和3年1月から提供を開始した、アレルギー除去食の運用状況等につきましても、報告を行いました。また、42ページですが、令和2年度における学校給食における異物混入の状況につきましても報告を行いました。

議事の(5)報告第4号 食育指導等の実績、学校給食年間計画については、43ページ資料5をお願いいたします。令和2年度における食育指導等の実施内容、回数などについて報告を行いました。

いずれの議事につきましても、委員全員より書面にてご承認をいただいております。説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

長 沼 委 員 42ページの異物混入状況のところなのですが、ほとんどが危険物ではないものとなっておりますが、納入業者についての注意や指導はされるのでしょうか。

学校給食センター はい、混入事件が起こった際には、速やかに業者に対し、再発防止のため、徹底指導をさせていただきます。

長 沼 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 そのほかございますか。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

報告事項は以上となります。

続きまして、次第の5番、その他になります。

まずは1番目、『読書週間2021秋～音符と文字で奏でる図書館～』の開催につきまして、図書館からお願いします。

図 書 館 図書館です。定例会資料の44ページをお願いします。

『読書週間2021秋～音符と文字で奏でる図書館～』の開催について、ご説明をさせていただきます。

秋の読書週間に合わせ、図書館や本に親しむきっかけづくりとして、期間中に様々な

イベントを開催いたします。開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、開催日の分散、アルカス土浦の屋外施設の活用、また、参加型イベントにつきましては事前申込制といたしまして、参加者等の人数制限を実施いたします。

1番の開催期間につきましては、令和3年10月27日から11月9日までの、秋の読書週間14日間となります。

2番の開催内容につきましては、一覧のとおりでございますが、主なイベントといたしまして一番上の、図書館初の試みとなります、秋の夜空の下、アルカス土浦の屋上ガーデンで土浦市出身のクラシックギタリスト木村 大さんと、最新アルバムでコラボしたコピーライターの野澤 幸司さんをお招きして、トークとミニライブを実施します。また、上から5番目ですが、出版社社長講演会におきましては、社長3名によります出版社業界の裏事情などについてお話をいただきます。また、ステップガーデンにおきましては、土浦二高の合唱部の皆様によります、歌と読み聞かせのコラボ「歌って♪おはなし会」を行います。また、現在図書館では本や読書について詠んだ川柳を募集しております。応募作品は読書期間中、館内に掲示しまして来館者の皆様による投票を行う予定となっております。

各イベントの詳細につきましては、別添資料といたしましてチラシを3枚ほど添付させていただきましたので、ご参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後になりますが、2番の令和3年度 秋の文化振興課関連事業について、文化振興課よりお願いします。

文化振興課

文化振興課です。よろしくお願いいたします。

定例会資料の45ページをお願いいたします。令和3年度 秋の文化振興課関連事業について、ご紹介をさせていただきます。

一つ目から三つ目までの事業につきましては、7月と8月の定例会にてご紹介をさせていただきましたが、新型コロナウイルスの影響により、開催日を延長する変更が生じたので、記載のとおり改めてご紹介させていただきます。

また、四つ目の第50回土浦市文化祭、五つ目、博物館・特別公開「土屋家の刀剣」、六つ目、第74回土浦市美術展覧会につきましても、それぞれ開催を予定しておりますので、お時間がございましたらぜひご覧いただきますよう、お願いいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の案件は以上となりますので、次回の定例会の日程につきまして、教育総務課より連絡をお願いいたします。

教育総務課

教育総務課でございます。

10月の定例会でございますが、10月26日の火曜日、午後4時からお願いしたいと思い

教 育 長

ます。よろしく願いいたします。

10月26日ということですが、ご都合はよろしいでしょうか。それでは、10月の定例会は10月26日の火曜日午後4時からとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和3年9月の教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。